

大田区元路上生活者支援業務委託
事業者募集要領

令和7年10月1日

大田区

1 件名

大田区元路上生活者支援業務委託

2 目的

生活保護を受給する路上生活歴がある者のうち、日常生活及び社会生活の自立等を支援する必要がある者に対して行う個別支援の補助的業務を行い、その自立助長を図る。

3 委託内容

受託者は、路上生活歴がある者のうち大田区蒲田生活福祉課において生活保護を開始した者（緊急一時保護施設等に入所中の者を含む。以下「支援対象者」という。）又は開始見込みの者で、自立に向けた支援が必要であると生活福祉課長が判断した者に対して、次の（１）から（８）に掲げる業務を行う。

（１）緊急一時保護業務

- ア 更生施設等への入退所に係る各種手続き補助
- イ 移送業務

（２）アセスメント作成補助

- ア 支援対象者に係る情報整理（病状、稼働能力及び生活歴等）
- イ アセスメント作成補助

（３）各種調査資料作成業務

各種調査事務補助（資産、収入、扶養及び戸籍等）

（４）住宅相談支援業務

アパート転宅に向けた相談及び助言

（５）賃貸住宅契約支援業務

- ア 不動産物件の内見同行
- イ 賃貸借契約手続き時における不動産媒介業者等への同行

（６）自立生活支援業務

- ア 健康や生活に関する相談及び助言
- イ 金銭管理に関する相談及び助言
- ウ 各種手続きに関する相談及び助言
- エ 就労に向けた支援

（７）支援付住宅から生活保護に移行した者の訪問支援

支援付地域生活移行事業の支援付住宅利用期間満了後に生活保護受給となる者のうち、必要な者について地区担当の補助業務

（８）その他関連業務

前各号に掲げるもののほか、生活福祉課長が必要と認める業務

4 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、契約は単年度限り。1年ごとの契約を2回まで更新可（初年度を含め3年を限度とする）。

ただし、当該年度の予算措置、前年度までの履行状況及び事業継続の見直し等の条件により、契約を保証するものではありません。

5 履行場所

蒲田生活福祉課（大田区蒲田本町二丁目1番1号 蒲田地域庁舎4階）

6 選定方法

(1) 公募型プロポーザル方式により、第一次審査（書類選考）及び第二次審査（プレゼンテーション審査）で選定する。

(2) 第一次審査は、提出書類について、応募内容の審査を行う。

(3) 第二次審査は、第一次審査を通過した事業者（3者以内）に対し、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

審査結果については、第一次審査の結果を令和7年11月下旬、第二次審査の結果を令和8年1月中旬までに文書にて通知する。

なお、審査結果についての異議申立等には応じない。

(4) 審査結果により総合点が最も高い者及び次点の者の2者を選定する。

(5) 審査結果は、大田区契約担当課に本業務の委託について推薦する事業者を選定するものであり、契約締結は契約担当課において行う。

なお、以下の8に掲げる応募資格を喪失した場合は契約できないものとする。

(6) 総合点が最も高い者が応募資格を喪失した場合は、次点の者と契約する。

7 評価内容

以下の評価項目にて、「大田区元路上生活者支援業務委託事業者選定委員会設置要綱」で定める選定委員会が審査を行う。

(1) 第一次審査（事業者評価及び提案評価、経費評価の総合審査）

ア 業務評価

No.	審査項目	審査内容
1	全体評価	事業目的の理解、区が求めている仕様以上の提案内容等となっているか
2	受託実績	業務を遂行するために必要な知識・経験はあるか
3	地域性	区内に本・支所や支援体制を有するか

No.	審査項目	審査内容
4	社会的貢献度	社会的貢献や地域的貢献があるか
5	実施体制（管理責任者）	適切に業務を遂行できる実施体制か 安全管理の配慮がなされているか
6	その他の人員配置	相談員の確保、人員・能力は十分か。 教育・研修体制は十分か
7	個人情報保護	個人情報に関する社内規定はあるか 個人情報の保護に対する方針は実効的・具体的か
8	危機管理体制	トラブル時の対応策は実効的・具体的か
9	緊急一時保護業務	事業の現況や課題を理解しているか 具体的で実効性のある提案となっているか
10	アセスメント作成業務	同上
11	各種調査資料作成業務	同上
12	住宅相談支援業務	同上
13	賃貸住宅契約支援業務	同上
14	自立生活支援業務	同上
15	支援付住宅から生活保護に移行した者の訪問支援	同上

イ 価格評価（経費見積書記載金額）

No.	審査項目	審査内容
1	費用対効果	コストは妥当か

(2) 第二次審査（第一次審査結果及びプレゼンテーション評価の総合審査）

No.	評価項目
1	プレゼンテーション
2	ヒアリング
3	全体評価

8 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと
- (2) 国税又は地方税等を滞納していないこと
- (3) 大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと
- (4) 次のいずれかの法人であること

ア 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人

- イ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
 - ウ 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条に規定する特定非営利活動法人
 - エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条第 1 号又は第 4 号に規定する法人
 - オ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号に規定する法人
 - カ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
 - キ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社
 - ク 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 4 号に規定する企業組合
- (5) プロポーザル申込者又はその役員等が以下の項目のいずれにも該当していないこと
- ア 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する場合
 - イ 暴力団員を雇用している場合
 - ウ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる場合
 - エ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められる場合

9 配布書類等

(1) 配布書類

- ア 仕様書（案）
- イ 応募提出書類一式
- ウ 個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項

(2) 配布期間

令和 7 年 10 月 1 日（水）～令和 7 年 10 月 30 日（木）（土、日、祝日を除く）
午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）

(3) 配布場所

大田区福祉部蒲田生活福祉課相談係
大田区蒲田本町二丁目 1 番 1 号 蒲田地域庁舎 4 階
電話 03-6715-8800

なお、上記期間中は、大田区ホームページからもダウンロードできます。

10 応募提出書類

No	提出書類	様式
1	応募申込書	様式 1
2	法人概要書（事業経歴、法人の概要、受託実績のわかる資料）	様式 2
3	同種・類似事業業務等の受託実績について	様式 3
4	事業の運営体制について	様式 4
5	教育・研修について	様式 5
6	個人情報保護について	様式 6
7	危機管理体制について	様式 7
8	業務についての企画・提案について	様式 8
9	経費見積書	様式 9
10	① 履歴事項全部事項証明書（登記簿謄本）[正本] ② 納税証明書その1（「法人税」）[正本] ③ 納税証明書その1（「消費税及び地方消費税」）[正本] （納付すべき税額が「無」又は「0」の場合も提出必要） ④ 法人事業税（「地方法人特別税」を含む）の納税証明書 [正本]（都）税徴収金の滞納を受けた者でないことの証明でも可	各1部
11	質問票	様式 10
12	辞退届（応募後辞退の場合のみ）	様式 11

【注意事項】

- (1) 各書類の提出部数は正本1部（社印及び代表者印を押印）及び副本9部（提出する副本は法人を特定できる情報（法人名称、代表者氏名等）を必ず消去すること。パンフレット等を添付する場合も同様）の合計10部を用意すること（副本は事前に1部提出し、消除箇所について確認を受けた後、指摘事項等を修正し、残りの9部を提出してください）。
- (2) 提出書類には通しページ番号を付けて提出すること
- (3) 印刷物で会社案内（概要）等があれば様式2に添付する（法人名称、代表者氏名消除必要、通し頁は不要）。
- (4) 各様式については、概ね様式の体裁となっていれば、応募者がワード、エクセル等を使っての作成を可とする。
- (5) 提出書類は返却しません。

11 応募書類の提出

(1) 提出期限

令和7年10月30日（木）午後5時

(2) 提出先

大田区福祉部蒲田生活福祉課相談係
大田区蒲田本町二丁目1番1号 蒲田地域庁舎4階
電話 03-6715-8800

(3) 提出方法

必ず来所日時の事前連絡・確認を行った上で、応募書類一式を揃え、事務局担当宛に持参してください。

(4) 質問について

業務内容及び提出書類等についての質問は、令和7年10月14日(火)まで、質問票(様式10)にて電子メールで受け付けます。

質問の回答は、令和7年10月21日(火)までにホームページに一括して回答します。

個別の回答は行いません。

また、電話での質問は、一切受付しません。

【メールアドレス】 ka-sefu@city.ota.tokyo.jp

(1) 辞退について

応募書類提出後に辞退する場合は、辞退届(様式11)を提出すること

12 プレゼンテーション及びヒアリング

令和7年12月10日(水)に実施予定(第一次審査上位3法人のみ)。

1法人につき概ね25分(プレゼンテーション15分、質疑応答10分)とする。

なお、集合時間、場所等は決定次第、別途通知する。

13 候補者選定通知

令和8年1月中旬までに候補者選定結果を文書で通知する。

14 その他

(1) 本応募に係る一切の費用は、応募事業者の負担とする。

(2) 最終的な契約金額については、選定した事業者との協議の上、取り決める。

(3) 議会において予算が否決された場合、本事業は実施しない。

事務局

所在地 〒144-0053

東京都大田区蒲田本町二丁目1番1号 蒲田地域庁舎 4階

大田区福祉部蒲田生活福祉課 相談係 江本、濱中

電話 03-6715-8800

FAX 03-5713-1113

